

## 第4章 配慮指針

環境の将来像「豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する環境にやさしいまちあさひかわ」を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの責務を認識し、環境に配慮して適切に行動していく必要があります。

本章では、市民・事業者及び市が、環境基本計画で定める環境の将来像を実現するために、それぞれの立場において行動すべき事項を示します。

### 1 市民の配慮事項

私たちの郷土である旭川市は、水と緑に恵まれた自然豊かなまちであり、私たち市民は、この豊かな自然を享受すると同時に、未来へ守り引き継いでいかなければなりません。

市民共通の財産である環境を守るためには、旭川市で生活する市民自身が日常生活において環境に配慮した行動をとることが重要です。

本項目では、市民が日常生活において、本市の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

#### (1) 「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」に向けて

○ごみの発生が少ない生活を心掛けます。

- ・買物にはマイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにします。
- ・商品の不要な包装を断ります。
- ・製品を修理して長く大切に使います。
- ・食材を使い切ることや食べ残しを減らすよう心掛け、生ごみは堆肥化して利用します。

○ごみの資源化に努めます。

- ・分別を徹底し、地域のルールを守ってごみを排出します。

#### (2) 「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」に向けて

○日常生活の中でエネルギーの効率的な利用を心掛けます。

- ・冷暖房の温度を控えめに設定します。
- ・電気・ガス・水道の検針票を確認し、使用量を意識します。
- ・家庭エコ診断の活用などによってライフスタイルを見直します。

○環境に配慮した消費活動を実践します。

- ・家電・冷暖房・照明などを購入する際は省エネルギー効果が高い機器を選びます。
- ・できるだけ公共交通機関を利用します。
- ・農産物の地産地消に努めます。
- ・エコマークなどを参考とし、環境にやさしい商品やサービスを利用します。

#### (3) 「豊かな水や緑とともに生きるまち」に向けて

○自然環境や動植物の生育環境の保全に努めます。

- ・登山の際は、登山道以外の場所に立ち入らないようにします。

- ・釣りや山菜採りの際は、ごみを持ち帰ります。
- ・外来種対策の基本原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を守り、防除活動などに参加します。

○野生生物との共生・共存に努めます。

- ・生態系での役割など動植物について理解を深めます。
- ・野生動物への餌付けを自粛します。

#### (4) 「身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」に向けて

○身近な緑の保全に努めます。

- ・公園の樹木や街路樹を大切にします。
- ・身の回りの緑化や地域の植樹活動に参加します。
- ・雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう、所有地の適正管理に努めます。

#### (5) 「良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち」に向けて

○大気・水・土壌を良好に保つよう努めます。

- ・自動車を購入するときは、燃費や排気ガスなどの環境性能に優れた車種を優先します。
- ・洗剤の使用量を必要最小限に抑えます。
- ・台所の使用済み油を流さないようにします。

○生活環境を良好に保つよう努めます。

- ・近隣に迷惑をかけないように、ピアノ・カラオケ・ペットの鳴き声など生活騒音に配慮します。

#### (6) 「環境に配慮し行動する人をつくるまち」に向けて

○環境について積極的に学ぶよう努めます。

- ・学校や町内会、市民団体、市などが主催する学習会やセミナーに参加します。
- ・学んだ内容を家族や友人などに積極的に伝えるよう心掛けます。

○環境保全活動に積極的に参加するよう努めます。

- ・公園や河川などの清掃活動に参加します。
- ・地域の植樹活動に参加します。
- ・外来種対策の基本原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を守り、防除活動などに参加します。

## 2 事業者の配慮事項

事業者は、環境関連法令を遵守することはもとより、その社会的責任を認識し、事業活動による環境への負荷をできるだけ小さくするよう努めるなど、自らの行動をもって模範を示すことが求められています。

本項目では、事業者が事業活動において、本市の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

#### (1) 「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」に向けて

○廃棄物の発生・排出を抑制します。

- ・製造・建設・流通などの各段階で発生する廃棄物の減量化を進めます。
- ・環境に配慮した製品や、リサイクルしやすい製品の製造・販売に努めます。

○事業活動を通じて再使用や再生利用に努めます。

- ・繰り返し使用可能な梱包材を導入するよう努めます。
- ・製品にリサイクル可能な素材を使用し、それら製品の回収箱を設置します。

## (2) 「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」に向けて

○エネルギーの効率的な利用を進めます

- ・太陽光や地中熱などを活用してエネルギーを効率的に利用します。
- ・建物の高断熱・高气密化、各種設備や輸送手段の高効率化を進め、消費エネルギーを削減します。
- ・省エネルギー化・省資源化に取り組むよう、従業員に対する環境教育を推進します。

○環境に配慮した製品やサービスを消費者に提供するよう努めます。

- ・生産過程で排出する温室効果ガスの削減に努めます。
- ・製品の消費やサービスの提供時に発生する温室効果ガスの削減に努めます。

## (3) 「豊かな水や緑とともに生きるまち」に向けて

○自然環境の保全に努めます。

- ・開発事業を実施する際は、事前に適正な環境影響評価を行います。
- ・天然林などの優れた自然を残すよう努め、開発の際は、代替となる森林の整備に努めます。

## (4) 「身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」に向けて

○緑地の保全と適正管理に努めます。

- ・事業場の設置や増改築の際は、周辺環境との調和に配慮し、緑化に努めます。
- ・雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう、所有地を適正に管理します。

## (5) 「良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち」に向けて

○環境への負荷の低減に努めます。

- ・事業場からの排水や排出ガスを適正に管理し、規制基準を遵守します。
- ・化学物質の管理と情報提供を適正に行い、環境汚染を未然に防止します。

○良好な生活環境の確保に努めます。

- ・事業を通じて発生する騒音や振動の低減に努めるとともに、作業を行う時間帯に配慮します。
- ・施設を適正に管理し、悪臭の発生防止に努めます。

## (6) 「環境に配慮し行動する人をつくるまち」に向けて

○事業者の社会的責任を認識し、自主的に行動します。

- ・取組方針や目標を設定し、自主的な環境管理に取り組みます。
- ・従業員に対する研修や環境教育を行い、環境意識の向上を図ります。

○環境保全や環境学習の取組を通じて社会貢献に努めます。

- ・清掃・植樹・外来種防除などの活動に事業者として参加します。
- ・市民団体などの環境保全活動に対する参加・協力・支援を行います。

### 3 市の配慮事項

市は、旭川の環境を守り育てるため、本計画に定める環境の保全と創造に関する施策を着実に推進するとともに、市民や事業者が行う環境配慮への取組を支援します。

本項目では、市が施策を推進する場合に、本市の環境を保全し、創造する上で自ら行動する事項を示します。

#### (1) 「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」に向けて

○市の事務・事業による廃棄物の発生・排出を抑制します。

- ・3R（発生・排出抑制，再使用，再生利用）に率先して取り組みます。
- ・グリーン購入に率先して取り組みます。

○ごみ排出量の削減に向けた取組を強化します。

- ・ごみステーションの確保や適正管理に向けた支援を行います。
- ・分別や排出方法などの情報提供を行います。
- ・出前講座や環境イベントを開催し、ごみの減量に関する市民意識の向上を図ります。

#### (2) 「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」に向けて

○温室効果ガス排出量の削減を計画的に進めます。

- ・旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、地域における温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた対策・施策を推進します。
- ・旭川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「エっこらしょ」に基づき、市の事務・事業の実施に伴う温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減に率先して取り組みます。

#### (3) 「豊かな水や緑とともに生きるまち」に向けて

○自然環境の保全に努めます。

- ・市街地を取り囲む嵐山・旭山・突哨山などの良質な自然環境の保全に努めます。
- ・農用地の保全や健全な山林育成に努めます。
- ・地域の特徴ある自然環境の保全を図るとともに、地域資源としての活用を進めます。

○生物多様性の保全を計画的に進めます。

- ・野生生物の生息状況の調査に努めます。
- ・侵略的外来種の防除に努めます。
- ・野生鳥獣の適正な保護管理に努めます。

○人と自然の共存・共生を図ります。

- ・生態系における役割など動植物に関する情報を市民に提供します。
- ・自然観察などの機会を市民に提供します。
- ・人と野生生物の適切な関わり方について、普及啓発を行います。

#### (4) 「身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」に向けて

○市街地を取り囲む嵐山・旭山・突哨山などの自然地帯とのつながりを考慮しながら、都市公園や街路樹の整備、河畔林との連携を図り、緑の回廊づくりを進めます。

○関係機関と連携し、河畔林や水辺の生態系保全と治水上の安全確保の両立を図ります。

(5) 「良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち」に向けて

○公害の発生防止に努めます。

- ・大気汚染や水質汚濁の状況を測定し、継続的に監視します。
- ・工場・事業場に対する立入検査を実施し、適切に指導を行います。
- ・公共下水道や浄化槽など生活排水処理施設の維持管理を適切に行います。

○大気汚染物質の測定値が高濃度となるなど、必要な場合には、迅速な周知を行います。

(6) 「環境に配慮し行動する人をつくるまち」に向けて

○市民の環境に配慮した活動を促進します。

- ・環境に関する情報を様々な方法で提供します。
- ・環境についての知識や理解を深める場として、学習や体験の機会を提供します。

○事業者の環境に配慮した取組を促進します。

- ・業務委託や物品購入を行う際の業者選定において、環境保全に積極的に取り組む事業者を対象とした優遇制度を実施します。

○市民や事業者との協働を促進します。

- ・専門家や環境保全団体との連携を強化するため、環境保全に係る職員の知識を高め、資質の向上を図ります。